



多面的機能支援事業（多面的機能支援交付金）

埼玉県農林部農村整備課

制度概要

- 1 農地維持支払 例：水路の草刈、泥上げ
- 2 資源向上支払
 - ①地域資源の質的向上を図る共同活動
例：水路補修、景観形成
 - ②施設の長寿命化のための活動
例：水路の更新

地目	農地維持支払 基本単価	共同活動 基本単価	長寿命化 上限単価
田	3,000円/10a	2,400円/10a	4,400円/10a
畑	2,000円/10a	1,440円/10a	2,000円/10a
草地	250円/10a	240円/10a	400円/10a

※共同活動は取組年数や活動項目により単価が減となる場合あり

	国	県	市町村
負担割合	50%	25%	25%

実施目標

- ・ 埼玉県5か年計画（計画期間：令和4～8年度）
→計画最終年度の令和8年度に農地維持支払のカバー率42%
- ・ 埼玉県農林水産業振興基本計画（計画期間：令和3～7年度）
→計画最終年度の令和7年度に農地維持支払のカバー率40%

各年度目標

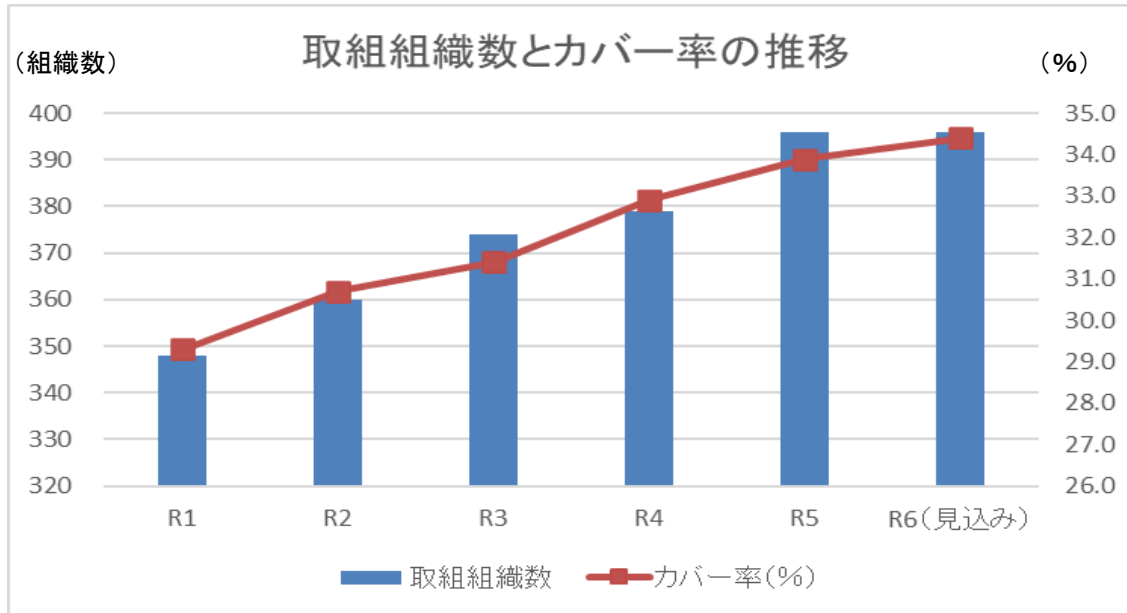
年度	R6	R7	R8
目標 カバー率	38%	40%	42%

※カバー率：農振農用地（田畑）に対する取組実施面積の割合

事業実績【農地維持支払】

○市町村数・取組組織数・取組面積・カバー率の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見込み)
市町村数	47	48	48	47	47	47
取組組織数	348	360	374	379	396	396
取組面積(ha)	17,119	17,826	18,224	18,891	19,473	19,674
カバー率(%)	29.3	30.7	31.4	32.9	33.9	34.4
交付額(千円)	431,645	446,131	455,253	474,898	483,900	487,954



○令和6年度実施目標に対する達成率
 実施目標：38%
 実績：34.4%
 達成率：約91%

事業実績【資源向上支払（①共同活動）】

○市町村数・取組組織数・取組面積の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見込み)
市町村数	38	39	40	38	39	39
取組組織数	214	218	232	229	238	233
取組面積(ha)	9,604	10,192	11,331	11,446	11,688	11,716
交付額(千円)	130,855	135,713	141,696	142,609	143,453	142,789

共同活動

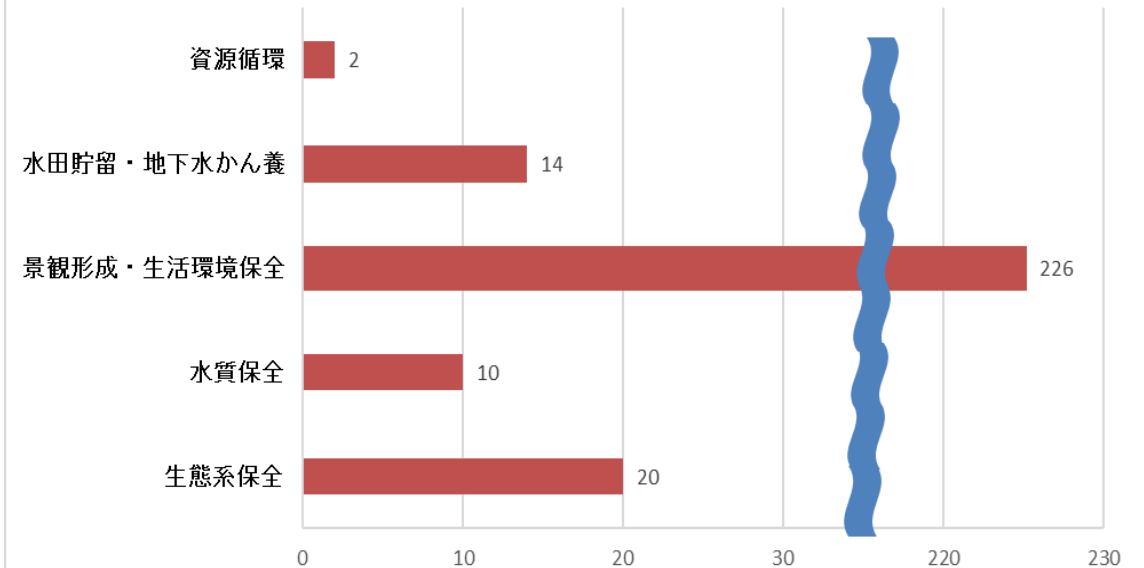
必須の活動

- (1)施設の軽微な補修
例)水路の目地補修等
- (2)農村環境保全活動
例)植栽による景観形成
生き物調査による生物の生息状況の把握

任意の活動

- (3)多面的機能の増進を図る活動
例)遊休農地の有効活用
減災・防災力の向上等

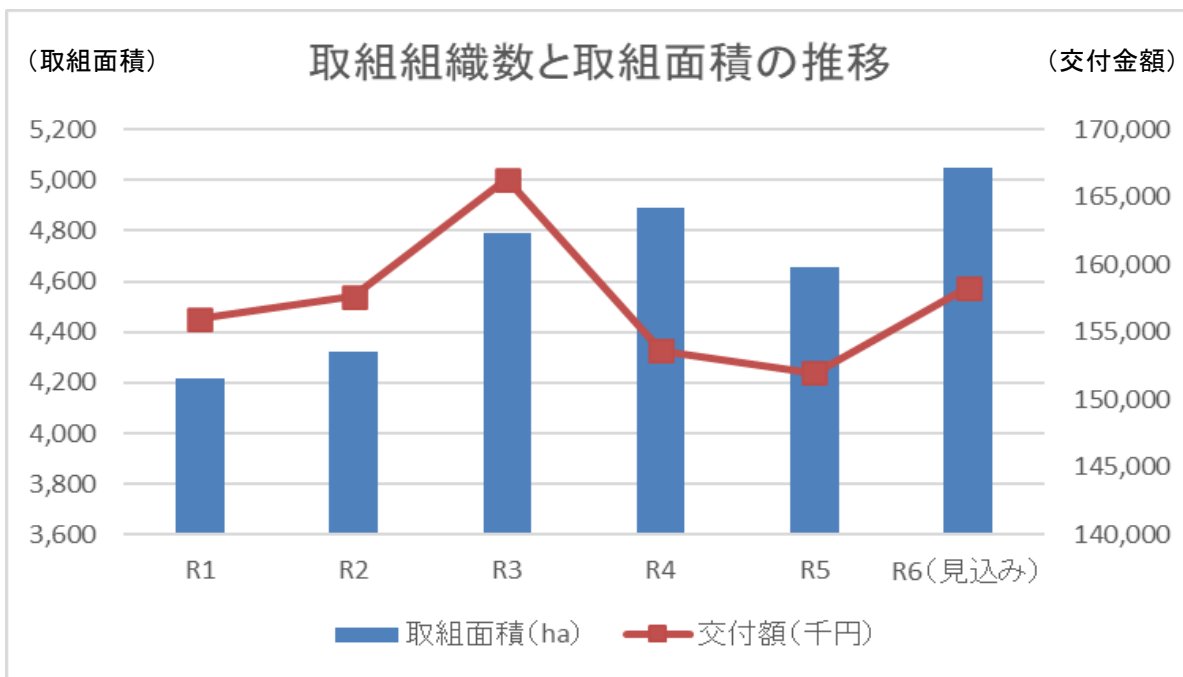
R5(2)農村環境保全活動 実施状況



事業実績【資源向上支払（②長寿命化）】

○市町村数・取組組織数・取組面積の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6(見込み)
市町村数	19	20	22	23	26	25
取組組織数	71	72	84	87	93	93
取組面積(ha)	4,215	4,322	4,791	4,887	4,657	5,049
交付額(千円)	155,994	157,617	166,275	153,633	151,972	158,261



水路の補修工事
(上段：外注、下段：直営施工)



土嚢によるため池の補修



鳥獣被害防止の対策



令和6年度活動状況①

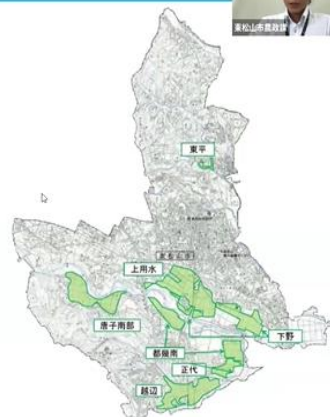
令和6年度は主に以下のとおり推進を図りました。

- (1) 市町村職員を対象にした研修会の実施
- (2) 広報誌の作成
- (3) 事務委託推進に係る説明会の実施（県内JA、土地改良区）

東松山市 多面的機能支払交付金活動状況

(令和5年度時点)

活動組織数	7	
認定農用地面積	田	386.11 ha
	畑	11.55 ha
対象農用地面積	田	386.11 ha
	畑	11.55 ha
農振農用地面積	田	769 ha
	畑	478 ha
カバー率 (認定農用地/耕地面積)	田	50.2 %
	畑	2.41 %



図：東松山地域部会総会資料より抜粋



多面的機能支払交付金の活動組織との連携について

地域の将来に向けて、連携を検討してみませんか？

令和6年度12月11日

埼玉県多面的機能支援推進会議

1



【市町村職員を対象にした研修の様子】

【県内JA等への説明資料】

【広報誌】

令和6年度活動状況②

(4) 活動組織を対象とした研修会、優良事例表彰式



○研修参加者

川越・東松山地域	140名
さいたま・加須・春日部地域	307名
秩父・本庄・大里地域	186名
合計	633名

活動事例（優良事例表彰） -
埼玉県多面的機能支援推進会議
(saidoren.or.jp)



左：高倉ふるさとづくりの会（鶴ヶ島市）
右：大豆戸地区農地・水保全管理活動組織（鳩山町）



左：中分地域環境保全会（上尾市）
中央：あぜ道守る会（行田市）
右：沖の山地区水田管理組合（宮代町）



左：芦ヶ久保環境を守る会（横瀬町）
中央：大御堂農地環境保全会（上里町）
右：針ヶ谷環境保全組合（深谷市）

次期対策に係る制度の変更点①※未定稿

1 多面的機能支払交付金の対策スケジュール

第1期対策					第2期対策					第3期対策
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
		中間評価		最終評価			中間評価		最終評価	期間延長
										R7～

2 多面的機能支払交付金活動組織の体制強化

- (1) 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施の追加
多面的機能の増進を図る活動に、活動支援班の設置及び活動の実施を追加
- (2) 活動支援班加算の創設
新たに広域活動組織を設立し、活動支援班を設置することへの支援として加算措置を創設
＜要件＞
組織の広域化と活動支援班の設置を併せて行うこと。

項目		交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行うこと。	40万円／組織

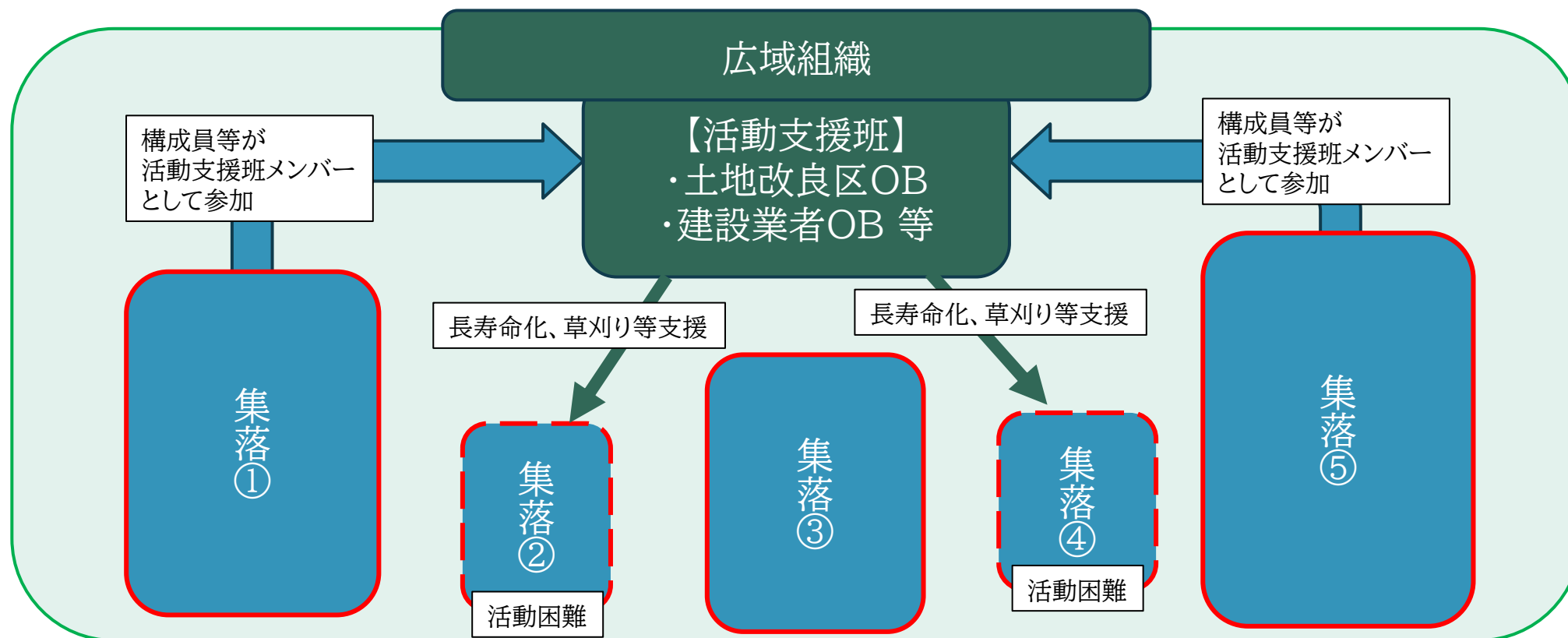
※既に広域組織として活動している組織が活動支援班を設置する場合は対象外

次期対策に係る制度の変更点②※未定稿

【活動支援班とは】

複数の集落で構成される活動組織において、活動組織内の集落を跨いで共同活動を支援することを目的として設置される作業チーム

○活動支援班イメージ図



次期対策に係る制度の変更③※未定稿

3 多面的機能支払交付金における環境負荷低減の取組の推進

(1) 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化への支援の追加

(資源向上活動のうち、共同活動の多面的機能の増進を図る活動)

多面的機能の増進を図る活動に「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を追加し、環境負荷低減の取組として、長期中干しや冬期湛水等に係る取組の実施を支援する。

(2) みどり加算（環境負荷低減の取組への支援）

これまで環境保全型農業直接支払交付金で支援対象としてきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援を資源向上支払の加算措置（みどり加算）として追加する。

<環境保全型農業直接支払い交付金との比較>

	環境保全型農業直接支払交付金	多面的機能支払交付金
実施主体	①農業者の組織する団体 ②一定の条件を満たす農業者	①農業者の組織する団体 ②一定の条件を満たす農業者(R7～R11年度まで) ③活動組織

次期対策に係る制度の変更④※未定稿

	環境保全型農業直接支払交付金	多面的機能支払交付金
対象取組と支援単価	【全国取組】 長期中干し:800円/10a 【地域特認取組】 冬期湛水:4,000円/10a 冬期湛水(畦畔補強):5,000円/10a 冬期湛水(有機質肥料/畦畔補強):8,000円/10a 冬期湛水(有機質肥料):7,000円/10a 夏期湛水:8,000円/10a 中干し延期:3,000円/10a 江の設置等(作溝実施):4,000円/10a 江の設置等(作溝未実施):3,000円/10a	長期中干し:800円/10a 冬期湛水:4,000円/10a 有機質肥料に係る経費は環直で引き続き支援 夏期湛水:8,000円/10a 中干し延期:3,000円/10a 江の設置等(作溝実施):4,000円/10a 江の設置等(作溝未実施):3,000円/10a
要件	- 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと。 - 販売農家であること。 - 推進活動を実施すること。	- 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと。 - 活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること。 - 活動組織が実施する場合、農地維持支払、資源向上支払(共同)を実施していること。
対象農用地	- 農業振興地域内の農地 - 生産緑地地区内の農地	- 農振農用地区域内の農用地 - 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地 ※環直で農振農用地区域外で行っていた場合は、多面では知事特認を受ける必要

令和7年度実施計画（案）

以下の推進方針に基づき、地域部会で重点推進地区を設定し、集中的に推進を行う。

1. 組織の広域化・合併の推進

- ・活動組織では、組織の中心となる人材の確保が課題であるため、組織の広域化や組織同士が合併することで人材の確保を図る。
- ・広域化の推進は、活動組織の事務受託も勘案して土地改良区等へも推進する。
- ・活動支援班について周知し、広域活動組織の設立とともに設置を推進する。

2. 農業者等への周知徹底

- ・他施策（ほ場整備事業、農地中間管理事業）の推進説明会と連携し、説明・推進を行う。
- ・土地改良区等の総会等において、事業制度の周知を図り推進する。
- ・ホームページに活動事例を掲載し、継続活動組織や新規検討している団体へ支援・PRする。
- ・環境負荷低減の取組について周知を行い、取組を実施してもらえるよう推進する。

3. 多様な組織や非農業者の活動参画の推進

- ・地域の非農業者に周知を図り、活動参画を推進し、担い手農家の負担軽減を図る。
- ・地域外の新農業者参画について検討する。

4. 既存組織の活動継続への支援

- ・活動組織の事務軽減のため、事務委託を推進し、事業への取り組みやすさをPRする。
- ・活動組織を対象とした研修会を開催し、適切な活動を指導する。

